

# 2024年3月期第3四半期 決算補足説明資料

---



2024年1月31日  
株式会社ミクリード  
証券コード：7687

**MICREED**

# 第3四半期業績概要

- 顧客数の増加・昨年度からの値上げ影響等により、3Q売上高は前年から大幅にアップ。売上総利益率についても、今年度より価格改定時期を仕入値・売値を同タイミングに変更した影響により改善。（昨年度までは9月に仕入値改定・10月に販売価格改定だったものを、今年度からはどちらも9月に）
- 顧客数については、1Q苦戦の新規顧客も3Qでは前年比+5.7%まで巻き返し。既存顧客は引き続き好調を維持し、2桁増
- 12月には売上高・顧客数ともに過去最高を更新 (百万円、%)

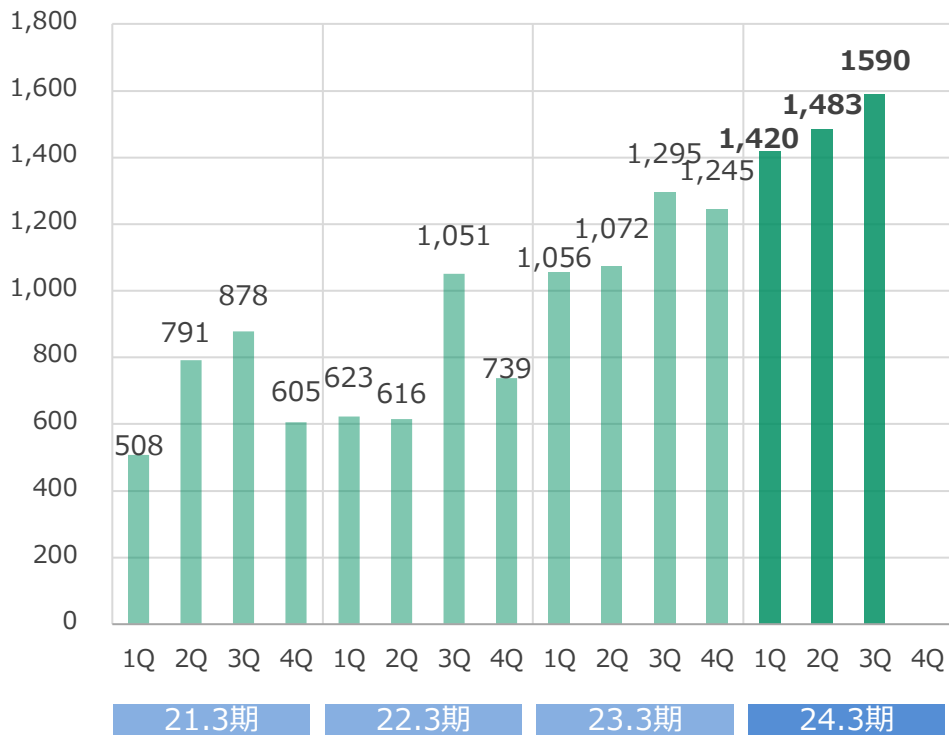
	23.3期3Q (実績)	24.3期3Q (実績)	(前年同期比)
売上高	3,423	4,493	+31.3
売上総利益 (総利益率)	1,160 (33.9)	1,556 (34.6)	+34.2 (+0.7pt)
営業利益 (営業利益率)	156 (4.6)	306 (6.8)	+95.8 (+2.2pt)
経常利益	158	306	+93.0
四半期純利益	103	200	+93.4
顧客数 (※)	10,575	11,725	+10.9
既存顧客数	9,197	10,270	+11.7
新規顧客数	1,378	1,456	+5.7

※ 顧客数は、各月の平均値を取っているため、四捨五入の関係で既存・新規の合計と一致しない場合があります  
代理店経由の顧客数は含みません

- 売上高は、1Qから引き続き、四半期ベースで過去最高を更新
- 営業利益も、四半期ベースで過去最高を更新。3Qは飲食店が繁忙期となり売上高が伸びること、カタログ関連費用（製作費並びに付随する販促費）の計上がないことの季節的要因に加え、価格改定時期の変更により売上総利益率がUPしたこと等により、営業利益も大幅増

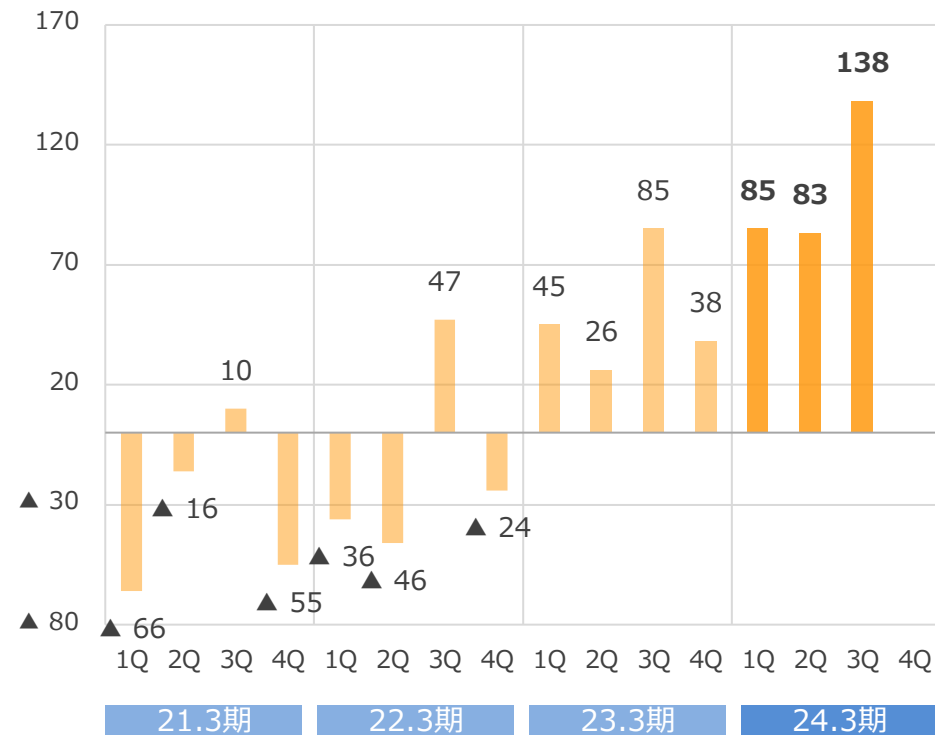
## 売上高

(百万円)



## 営業利益

(百万円)



## 24.3期採用状況

- コロナ禍が収束し、前期に引き続き**今期も過去最高売上高を更新**する見通し
- 来期以降も持続的に成長していくための基盤構築に向け、今期は**人材採用に注力**
- 2023年12月末時点で新たに3名が入社、2024年3月1日までに更に4名に内定を出しており、**期末の従業員数は26名（前期比37%増）**に
- **来期も更なる人員拡充**を予定

## 従業員数の推移

(人、%)

	20.3期末 (実績)	21.3期末 (実績)	22.3期末 (実績)	23.3期末 (実績)	24.3期末 (見込)
従業員数	16	17	18	19	26
前期比	+6.7	+6.3	+5.9	+5.6	+36.8

- 2Q決算と同時に期初予想を修正。3Q業績も堅調に推移し、通期修正予想の達成可能性は高まった
- 4Qにおいては、**配送料の値上げ・社員増員・本社オフィス（テストキッチン・撮影スタジオ設置）移転費用**等の発生が重なり、かつカタログ製作費用や販促費用の発生があること等から、予想数値は2Q決算発表時から据え置き
- 業績予想同様、配当予想についても据え置き

(百万円、%)

	23.3期 (実績)	24.3期 (期初予想)	24.3期 (修正予想) (23.10.31)	(前期比)
売上高	4,668	5,600	<b>5,900</b>	+26.4
売上総利益 (総利益率)	1,587 (34.0)	1,900 (33.9)	<b>2,030</b> (34.4)	+27.9 (+0.4pt)
営業利益 (営業利益率)	194 (4.2)	250 (4.5)	<b>300</b> (5.1)	+54.6 (+0.9pt)
経常利益	196	250	<b>300</b>	+52.6
当期純利益	134	160	<b>200</b>	+48.5

- 本書には、当社に関連する見通し、将来に関する計画、経営目標などが記載されています。これらの将来の見通しに関する記述は、将来の事象や動向に関する現時点での仮定に基づくものであり、当該仮定が必ずしも正確であるという保証はありません。様々な要因により実際の業績が本書の記載と著しく異なる可能性があります
- 別段の記載がない限り、本書に記載されている財務データは日本において一般に認められている会計原則に従って表示されています
- 当社は、将来の事象などの発生にかかわらず、既に行っております今後の見通しに関する発表等につき、開示規則により求められる場合を除き、必ずしも修正するとは限りません
- 当社以外の会社に関する情報は、一般に公知の情報に依拠しています
- 本書は、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもなく、いかなる契約、義務の根拠となり得るものでもありません